

第1章 計画策定の背景

1.1 計画の趣旨

少子高齢化の進展や市民のライフスタイルの多様化など、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、保健、医療、福祉、防災などのあらゆる公共サービスの分野で、多様かつ質の高い市民サービスの提供が求められています。

特にインターネットに代表される情報通信技術は、その急速な発展と普及に伴い、市民の暮らしのあらゆる分野に浸透し、いまや社会基盤として必要不可欠なものとなっています。スマートフォンやタブレット等の携帯端末、ソーシャルメディア¹やクラウドコンピューティング²、オープンデータ³やビッグデータ⁴等を市民サービスに利活用することは、地域情報化の大きな流れとなっています。

また、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）や、東日本大震災の教訓をはじめとする自然災害に対する防災・減災対策、そして東京オリンピック・パラリンピック大会といった新たな課題や好機に対しても、最大限の情報通信技術の利活用が求められています。

しかしながら、本市においては、景気の低迷や少子高齢化に伴う人口減少により市税収入が減少傾向にある中、人件費などの経常的に支出される経費に加え、高齢者福祉や子育て支援などに関する社会保障費が増加しており、財政状況は非常に厳しいものとなっています。

こうした状況下にあって、第4次狭山市総合計画で将来像として目指している「緑と健康で豊かな文化都市」を実現するために、住民基本台帳システムに代表される行政情報システムの最適化をはじめ、公共施設予約や電子申請等による行政手続きの簡素化、公式ホームページ及びモバイルサイトに加え、公式フェイスブックやツイッターなどによる市政情報の発信など、様々な分野でICT（情報通信技術）を活用し、限られた経営資源の中で、市民サービスの向上と効率的な行政事務の執行を図っているところです。

ICTを活用することで、自治体は行政サービスの質や効率の改善に留まらず、より多くの付加価値を発信していくことができるようになります。従来の行政主導のサービスから市民のニーズを出発点とするサービスへの転換等、ICTによって実現できる行政サービスの向上が期待されるところです。国のIT総合戦略本部においても「世界最高水準のIT利活用社会」を実現することが目標とされ、より便利で効率的な電子自治体を具体的な成果として実現していくことが求められています。

¹ **ソーシャルメディア**：誰もが参加可能で、個人が発信した情報や個人間の結びつきを利用した、インターネット上に展開される双方向の情報コミュニケーションメディアの総称のこと

² **クラウドコンピューティング**：インターネットを通じて提供されるサービスや記憶領域などのコンピュータリソースを、ユーザーが特にリソースの所在を意識することなく利用できるというコンセプトのこと。その特性上カスタマイズが困難とされている

³ **オープンデータ**：行政が保有する公共データを二次利用できる形式で公開し、公開データを企業や団体がアプリ開発等に活用することで、新規産業の創出や住民の利便性の向上につなげることを目的とした取組みのこと

⁴ **ビッグデータ**：情報通信技術の発展によって収集・記録が可能となった、多種多様な形式・要素を含む巨大なデータ群のこと。ビッグデータの分析・活用により、新たな商品や事業の開発、これまででない社会的な仕組み・システムの創出が期待されている

一方、情報化の推進においては、個人情報の保護や情報セキュリティの確保及び業務の継続性の観点が非常に重要です。利便性の向上、経済性や効率性などの視点からだけでなく、個人情報保護対策、情報セキュリティ対策や、災害発生時など不測の事態においても中断が許されないサービスの提供等を踏まえて運用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、高度で質の高い市民サービスを提供するために、本市職員自らが意識を変え、従来の枠組みを抜本的に見直した電子自治体の構築を目的とした「第2次狭山市情報化基本計画」を策定しました。

1.2 計画の位置付けと期間

本計画は、第4次狭山市総合計画との整合性を図るため、平成28年度から前期基本計画の終期である平成32年度までの5年間とし、社会状況の変化や急速な情報通信技術の進歩を踏まえ、適宜計画の見直しを行うものとします。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
第4次狭山市総合計画（基本構想）									
前期基本計画					後期基本計画				
第2次狭山市情報化基本計画									
実施計画									

※本計画に掲げられた施策を計画的かつ効率的に実現するため、本計画に基づく具体的な事業を示す実施計画（アクションプラン）を別途定めた上で、さらに1年ごとに見直しを行い、常に時代に即した形での進行管理を進めていきます